

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
農林水産省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）の概要

令和 5 年 10 月
大臣官房政策課

1 改正の趣旨

- 令和 3 年 11 月から開催されているデジタル臨時行政調査会においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（以下「デジタル原則」という。）を策定し、これを踏まえ、規制の横断的見直しを行うこととしている。
- 具体的には、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「工程表」という。）に基づき、各府省は各規制の見直しを行うものとしている。この中で、法律の改正が必要なものについては、令和 5 年通常国会（第 211 回）において成立したデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル一括法」という。）により、必要な措置が講じられている。
- これらを踏まえ、本省令案においては、農林水産省が所管する省令のうち、
 - ・ 一括見直しプランにおいて見直しが必要とされているものであって、工程表において令和 6 年 6 月までに措置することとされているもの（令和 5 年 12 月までに措置することとされているものを含む。）
 - ・ デジタル一括法等に伴い省令において措置が必要であるものについて、所要の改正を行うものとする。

2 改正の概要

① 記録媒体に係る見直し関係

手続や文書の作成において磁気ディスク等の使用を定める別表に掲げる省令の規定について、申請・交付等についてはオンライン手続を可能とするための改正を、作成・保存等についてはクラウドサービス等の利用が可能である旨明確化するための改正を行う。

② 書面揭示規制の見直し関係

書面揭示規制（紙発行の公的証明書等の揭示を内容とするもの）等が措置されている、別表に掲げる省令の規定について、その内容を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること等とする。

③ デジタル一括法に伴う改正関係

デジタル一括法によってそれぞれの法律に新たに規定した標識等のインターネットにおける公表義務の、具体的な揭示方法（農林水産省令で定める方法）について、別表に掲げる省令の条項に新たに規定する。

3 今後の予定

公布：令和 5 年 12 月末日予定

施行（2①）：公布日施行予定

施行：（2②③）：令和 6 年 4 月 1 日予定

(別表) 改正対象省令

省令名	改正方針	改正対象規定
農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年農林水産省令第 21 号）	①記録媒体に係る見直し	第 14 条
農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省令第 56 号）	①記録媒体に係る見直し	第 4 条、第 6 条及び第 11 条
土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）	①記録媒体に係る見直し	第 22 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 25 条の 3 第 1 項
	②書面揭示規制の見直し	第 8 条、第 57 条の 2 の 2 第 1 項、第 81 条、第 91 条第 2 項及び第 106 条
農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）	①記録媒体に係る見直し	様式第 14 号、第 17 号及び第 18 号
農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）	①記録媒体に係る見直し	第 10 条の 3 第 2 項第 2 号
家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）	②書面揭示規制の見直し	第 8 条及び第 41 条の 2
国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号）	②書面揭示規制の見直し	第 7 条第 2 号、第 20 条第 1 項、第 28 条の 18 及び第 39 条の 2
森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）	②書面揭示規制の見直し	第 2 条、第 27 条第 1 項 第 31 条第 1 項並びに第 50 条
	③デジタル一括法に伴う改正	第 49 条第 2 項及び第 84 条の 2（新設）
漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）	①記録媒体に係る見直し	第 4 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 条の 2 第 1 項
輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和 29 年農林省令第 72 号）	①記録媒体に係る見直し	第 17 条
家畜取引法施行規則（昭和 31 年農林省令第 43 号）	②書面揭示規制の見直し	第 4 条第 2 項
漁業災害補償法施行規則（昭和 39 年農林省令第 35 号）	①記録媒体に係る見直し	第 1 条第 1 項第 2 号及び第 4 条の 2 第 1 項
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則（昭和 41 年農林省令第 43 号）	①記録媒体に係る見直し	第 4 条第 2 項第 2 号
	②書面揭示規制の見直し	第 16 条
農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）	②書面揭示規制の見直し	第 14 条第 2 項、第 40 条第 1 項及び第 41 条
集落地域整備法施行規則（昭和 63 年農林水産省令第 4 号）	②書面揭示規制の見直し	第 5 条、第 6 条及び第 17 条第 2 項

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 23 号）	②書面掲示規制の見直し	第 8 条及び第 9 条
	③デジタル一括法に伴う改正	第 20 条第 2 項（新設）及び別記様式第 1 号
動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年農林水産省令第 75 号）	①記録媒体に係る見直し	第 8 条第 2 項第 2 号
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 72 号）	①記録媒体に係る見直し	第 20 条第 1 項第 2 号及び第 27 条
動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）	①記録媒体に係る見直し	第 165 条第 1 項第 2 号及び第 167 条第 1 項
農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）	①記録媒体に係る見直し	第 19 条第 1 項第 2 号、第 21 条の 2 第 4 項第 2 号、第 22 条の 9 第 1 項第 2 号、第 22 条の 12 第 1 項第 2 号、第 23 条第 2 項第 2 号、第 29 条第 2 項第 2 号、第 76 条第 2 項第 1 号口、第 217 条及び第 233 条
動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 32 号）	①記録媒体に係る見直し	第 8 条第 2 項第 2 号
動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 33 号）	①記録媒体に係る見直し	第 6 条第 3 項第 2 号
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 34 号）	①記録媒体に係る見直し	第 6 条第 3 項第 2 号
木材統計調査規則（平成 17 年農林水産省令第 124 号）	①記録媒体に係る見直し	第 13 条第 3 項及び第 4 項
森林組合法施行規則（平成 18 年農林水産省令第 46 号）	①記録媒体に係る見直し	第 8 条第 2 号及び第 109 条
水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号）	①記録媒体に係る見直し	第 4 条第 1 項第 2 号、第 20 条の 2 第 4 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条の 3 第 1 項第 2 号、第 48 条第 2 項第 2 号、第 94 条第 2 項第 1 項口及び第 226 条
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則（平成 24 年農林水産省令第 58 号）	①記録媒体に係る見直し	第 4 条第 1 項
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年農林水産省令第 61 号）	①記録媒体に係る見直し	第 8 条第 2 項第 2 号
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年農林水産省令第 63 号）	①記録媒体に係る見直し	第 6 条第 3 項第 2 号

農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）	①記録媒体に係る見直し	第 11 条第 1 項第 2 号及び第 21 条
漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）	①記録媒体に係る見直し	第 6 条第 3 項第 2 号
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号）	①記録媒体に係る見直し	第 11 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 1 項第 2 号